

妊産婦医療福祉費支給制度(妊産婦マル福)

1. マル福を受けられる方

- ・大洗町在住の母子手帳を交付された妊産婦の方
(母子手帳の交付は、健康増進課(ゆっくら健康館内)になります。)

2. 所得制限

- ・妊産婦本人及び配偶者(未届含む)の方の所得額が622万円未満であること。
- ・同一世帯の扶養義務者(祖父母等)の所得額が、1,000万円未満であること

3. 有効期間

- ・母子手帳を交付された月の1日から出産日の翌月末まで(流産含む)

4. マル福の助成範囲

- ・茨城県の基準では、マル福の適用範囲は妊産婦に係る疾病に対する医療費のみとなっておりますが、大洗町では適用範囲を拡大し、妊産婦に係る疾病以外の一般的な疾病についても助成の対象としております。

5. 医療費自己負担額

- ◎外来・・・医療機関ごとに1日600円。同一月内は2回(1,200円)まで負担。
- ◎入院・・・1日300円。同一月内は医療機関ごとに3,000円まで負担。
- ◎入院時食事代・・・標準自己負担額を負担。
- ◎調剤薬局・・・自己負担無し

6. 大洗町独自の助成

◎茨城県のマル福適用範囲

- ・産婦人科に受診した場合や、産婦人科から紹介状等を交付されて受診した場合の、妊産婦に係る疾病に限られます。

◎大洗町独自の助成

- ・上記の疾病に限らず、健康保険が適用される医療費について助成の対象となります。
※健康保険の適用とならない、入院時の食事代や差額ベッド代、予防接種、薬の容器代、文書代などは自己負担となります。(領収書を確認してください。)

7. マル福の利用方法

◎茨城県内の医療機関などを受診する場合

- ・医療機関などの窓口で、健康保険証と一緒にマル福の受給者証を提示してください。

◎茨城県外の医療機関などを受診する場合

- ・マル福の受給者証は使用できませんので、保険証のみで受診し一度医療費を自己負担してください。診療点数の記載された領収書などを持参のうえ、償還払いの申請(裏面参照)を行ってください。

8. 償還払いの申請について

- 茨城県外の医療機関に受診した場合などは、申請により医療費を返還することができます。申請方法は下記を参考にしてください。

◎必要なもの

- ①診療報酬の記載された領収書 ②マル福受給者証 ③健康保険証 ④認め印 ⑤口座番号のわかるもの（登録済みの方は不要） ⑥健康保険からの高額療養費や付加給付金の支給決定通知書（※）

※ 医療費が高額となった場合に、ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合があります。そちらを優先してご利用していただき、差額をマル福から支給いたします。

9. その他届出が必要な場合

下記のいずれかに該当する場合も届出が必要となりますので、該当された場合には、すみやかに届出を行ってください。

理 由	必 要 な も の
健康保険証が変わったとき	新しい健康保険証 マル福受給者証 認め印
住所や氏名が変更するとき	受給者証 認め印
登録口座を変更するとき	新しい口座の通帳等 認め印
受給者証を再発行するとき	来庁者の身分証明書 認め印
茨城県内の市町村へ転出するとき	受給者証 認め印

10. 問い合わせ先

大洗町役場 住民課 高齢医療年金係

TEL 267-5111（内線158）